

平成21年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

警察本部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令 1 | 適用類型 2 |
|-----------|------|---------------------------|------------|-----------|------------|--|--------|--------|
| 会計課 | 物品購入 | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)8月 | 平成21年7月31日 | 滋賀県石油協同組合 | 20,637,500 | 警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため | 2号 | 3イ |
| 会計課 | 物品購入 | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)9月 | 平成21年8月31日 | 滋賀県石油協同組合 | 21,586,500 | 警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため | 2号 | 3イ |
| 会計課 | 物品購入 | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル)10月 | 平成21年9月30日 | 滋賀県石油協同組合 | 21,586,500 | 警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため | 2号 | 3イ |